

学校給食セーフティー運営委員会

令和6年1月18日

里洲市学校給食センター

本日の説明と審議内容

1. 学校給食負担金の考え方
2. 学校給食の現状
3. 負担金値上げ額の算定
4. 今後の予定

1. 学校給食負担金の考え方

(1) 根拠法令（学校給食法と同施行令）

①学校給食法第11条

（経費の負担）

第十一條 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

②政令で定める設置者の負担とは

ア)学校給食に従事する職員の給与その他人件費

イ)学校給食に必要な施設及び設備の修繕費

②の設置者負担を言い換えれば

食材費と光熱水費は保護者負担である。
ただし、市はその内の食材費のみ保護者負担としている。

2. 学校給食の現状

(1) 主な材料価格の推移

	単位	R4	R5	増減	令和5年4月分比較 R4 → R5 の変動率
精米	※10月 10kg	3,282円	3,272円	▲10円	99.7%
パン (コッペパン55g)	個	45.76円	48.57円	2.81円	106.1%
麺 (ソフト麺75g)	食	53.64円	55.78円	2.14円	104.0%
牛乳 (小中学校用 200ml)	本	55.94円	63.66円	7.72円	113.8%
小麦粉	25kg	3,520円	3,850円	330円	109.4%
しょうゆ	本	240円	260円	20円	108.3%
キャラノーラ油	本	475円	495円	20円	104.2%
とりもも肉	kg	860円	1,080円	220円	125.6%
ほうれんそう	kg	530円	650円	120円	122.6%
きゅうり	Kg	355円	388円	33円	109.3%

その他128品目、上記と合わせて計138品目を比較した結果
上昇114品、変動なし18品、下降6品

令和4年度を100とした、令和5年度の上昇率（平均）

年度	令和4年度	令和5年度
上昇率	100	111.4

2. 学校給食の現状(つづき)

(2) 野洲市の給食負担金

幼・保:3,000円 小学校:3,800円 中学校:4,300円

- ① 市の負担金は、幼保を統一額にしたことと、消費税額相当分を値上げしたこととを除けば、現センター稼働後は実質的な値上げを行っていない。

② 県内各19市町と野洲市の比較

	野洲市	県内最低額	県内最高額	県内平均額
小学校	3,800円	3,500円	4,400円	3,986円
中学校	4,300円	4,000円	4,900円	4,495円

※野洲市は、小中学校ともに下位から3番目

- ③ 全国の都道府県平均と滋賀県平均の比較
令和5年1月27日文科省報道発表
(令和3年5月1日時点)

	滋賀県平均	全国平均	最低平均額	最高平均額
小学校	3,920円	4,477円	3,920円	5,090円
中学校	4,455円	5,121円	4,452円	5,824円

※滋賀県は、小学校最下位、中学校下位から2番目

2. 学校給食の現状

④ 県内他市町の状況

● 近江八幡市

小学校:4, 000円⇒4, 400円 中学校:4, 430円⇒4, 800円
※当面の間、保護者負担は旧負担金額のままとする。

● 草津市

小学校:3, 800円⇒4, 000円 中学校:4, 500円⇒4, 750円

● 栗東市

小学校:3, 400円⇒4, 250円 中学校:3, 800円⇒4, 750円
※週4給食から週5給食へ変更している。

● 守山市

小学校:4, 300円 中学校:4, 900円

2. 学校給食の現状(まとめ)

物価高騰による影響で食材費が値上がりし、メニューの工夫や国の交付金を活用して、実施基準に沿いながら学校給食の質と量を確保してきました。

◎物価は今後も高止まり、もしくは更に高騰する可能性大

◎今後、給食の質・量を確保することが困難



教育委員会としては、負担金の値上げは避けられない状況

3. 負担金値上げ額の算定

(1) 算定方法(案)

● 条件

- ① 令和4年度から令和5年度の食材費高騰率 **1. 114倍**
- ② 負担金の不足額は、**28,064,000円**（令和5年度上半期の実績から算定）

計算式1

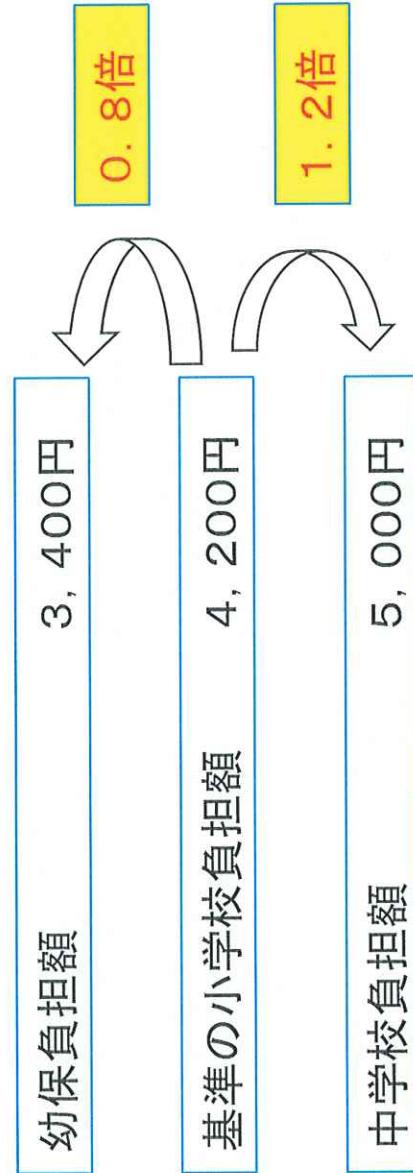
基準負担額の算定(小学校負担額を求める)

小学校現負担額 × 1. 114倍して基準となる小学校負担額を求めます。

	現負担額	基準負担額	値上げ額
小学校	3,800円	4,200円	400円

計算式2

基準の小学校負担額から幼保、中学校を求める



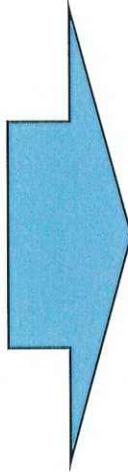
3. 負担金値上げ額の算定

計算式1と計算式2から求めた負担額

	現負担額	改定後負担額	値上げ額
幼保	3, 000円	3, 400円	400円
小学校	3, 800円	4, 200円	400円
中学校	4, 300円	5, 000円	700円

負担金増加額 31, 700, 910円 差引過不足 3, 636, 910円

※中学校の値上げ額のみ大きく、必要額との差引額も过大と思われる。



中学校の負担額のみ調整し、次のとおり3案作成した。

3. 負担金値上げ額の算定

案①

	現負担額	改定後負担額	値上げ額
幼保	3, 000円	3, 400円	400円
小学校	3, 800円	4, 200円	400円
中学校	4, 300円	4, 900円	600円

負担金増加額 29, 965, 394円

差引過不足
1, 901, 394円

評価：中学校の値上げ幅が縮まり、必要額には余裕がある。

案②

	現負担額	改定後負担額	値上げ額
幼保	3, 000円	3, 400円	400円
小学校	3, 800円	4, 200円	400円
中学校	4, 300円	4, 800円	500円

負担金増加額 28, 229, 742円

差引過不足
165, 742円

評価：中学校の値上げ幅が更に縮まるが、必要額には余裕がない。

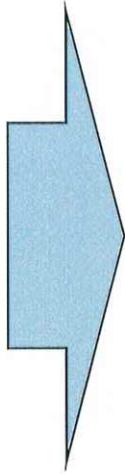
3. 負担金値上げ額の算定

案③

	現負担額	改定後負担額	値上がり額
幼保	3,000円	3,400円	400円
小学校	3,800円	4,200円	400円
中学校	4,300円	4,700円	400円

負担金増加額 26,494,226円 差引過不足 ▲1,569,774円不足

評価：値上がり額は同一となるが、必要額に不足が生じ、メニューの工夫が必要。



事務局としては、案①が妥当かと思います。

①メニューの質・量ともに以前の水準か、それ以上の対応が出来る。

②今後の更なる物価高騰にも対応が可能である。

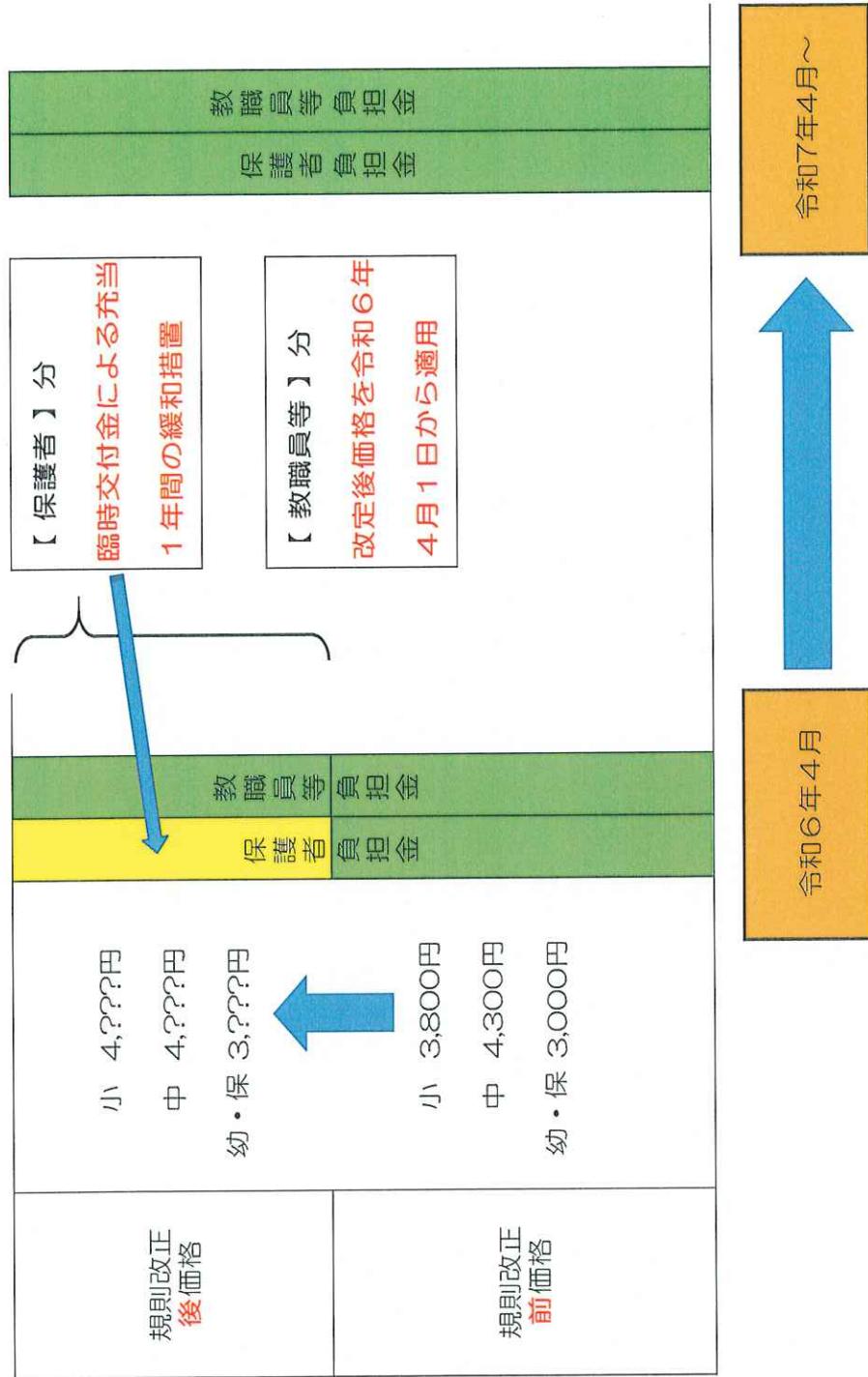
3. 負担金値上げ額の算定

(3) 改正後の負担金での徴収時期

保護者：令和7年4月1日から値上げ（国の交付金を活用し、1年間の緩和措置）

教職員：令和6年4月1日から値上げ

負担金徴収のイメージ図



4. 今後の予定

- 令和6年2月14日
定例教育委員会へ負担金徴収規則改正を諮詢する。

- 令和6年2月27日
改定後の負担金等で議会へ予算案提案

- 令和6年3月22日
上記予算案の予算議決

- 令和6年4月 1日
改正規則の施行
保護者：1年間は旧負担額で据え置く
教職員：4月分から新負担額で徴収

- 令和6年4～5月
保護者へ周知文書の配布・広報で周知
- 令和7年4月 1日
保護者も新負担額で徴収